科目名		手形小切手法	科目分類		■専門科目群 □総合科目群		
					法律学科 □必修 ■選択		
					学科 □必修 □選択		
英文表記		Bills and Nots Law	開講年次		□1年 □2年 ■3年 □4年		
		BIIIS and Nots Law	開講期間		□前期 ■後期 □通年 □集中		
ふりがな		みちはた ただよし	実務家教員担当科目		修得単位 4 単位		
担当者名		道端 忠孝	実施方法		■対面のみ □遠隔のみ□対面・遠隔併用		
授業のテーマ		電子手形の理解が最終目標。電子手形のしくみは、基本的に約束手形と同じです。そこで、約束手形の意義・しくみ、その他の手形や小切手の話をして、最後に電子手形の意義・しくみを講義します。 今の時代、企業間の取引などで発生する請求権(代金支払い請求権・売掛債権など)は、電子記録され、売買されています。このしくみは手形のしくみと同じですので、手形制度をしっかり理解し、電子手形の扱い方をしっかり理解しましょう。					
到達目標		この授業の単位を修得した場合、次のような知識・能力を習得できます。					
		1、約束手形・為替手形・小切手の振出・裏書の基本を理解できる。 2、企業に就職後に手形や小切手の授受に関して必要な最低限の知識が身に付く。					
		3、そして、最終目標の電子手形の意義・しくみを理解し、取り扱いできるようにする。					
授業	既要	授業では、下記授業計画に従い、上記授業目標達成に向けて、進めて行く。理解を確認するために、授業中に、小テストをして、理解しているかどうかを確認しながら進めて行く。					
授業計画							
第1回	手形小	切手、電子手形、民法上の有価証券	第17回	手形の変造			
第2回 手形・		小切手の法的異同	第18回	約束手形の振出			
第3回	手形・	小切手の経済的機能	第19回	振出人と受取人の関係			
第4回 手形・		小切手の法源	第20回	手形要件			
第5回 手形法		・小切手と銀行取引	第21回	白地手形①(白地手形の意義・要件)			
第6回	手形・	小切手の有価証券性	第22回	白地手	白地手形②(白地手形の効力)		
第7回	有価証券としての手形・小切手の特質		第23回	裏書の意義・種類			
第8回	手形行	為の意義と特性	第24回	譲渡裏	譲渡裏書①(譲渡裏書の意義と態様など)		
第9回	可 手形作成行為		第25回	譲渡裏	護渡裏書②(譲渡裏書の効力)		
第10回	手形交付行為		第26回	その他	その他の裏書・保証・支払・遡求		
第11回	手形・小切手と意思表示		第27回	為替手	形・小切手の特色		
第12回	代理方式の手形行為		第28回	電子手	形 とは		
第13回	代行方式の手形行為		第29回	電子記	録債権の発生・移転		
第14回	手形の無権代理		第30回	電子記	録債権の支払、ファクタリング		
第15回	手形の	為造	第31回	総括(まとめと手形小切手法の課題など)		
第16回	前期定期試験		第32回	後期定	期試験		
授業時間外の 学習 履修条件		 1、授業開始前にテキスト・資料の該当箇所に目を通してください。分からない用語は調べてノートにまとめておいてください。(1・5 時間程度) 2、授業開始前に復習をし、ノート整理をしておいてください(1・5 時間程度) 3、日頃から新聞に目を通し、切り抜き又はメモをしておいてください。(0・5 時間程度) ・テキストで予習・復習し、ノート整理してください。 					
受講のルール テキスト		・ポータルサイトで、資料を配布しますので、しっかり保管・保存しておいてください。 早川徹『手形・小切手法』新世社					
参考文献・資料		六法。神田秀樹他『手形小切手判例百選第7版』有斐閣、丸山秀平『事例で学ぶ判例手形・小切手法』法					

	学書院。その他は、必要に応じて講義時に紹介します。		
成績評価の方法	【小テスト(40%)、定期試験(60%)】以上の項目を基にして総合的に判断します。 ・授業中に小テストを解答してもらい、提出してもらいます。この成績で、40%評価します。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験 を受けることができません。		
オフィスアワー	- 毎週火曜日・金曜日 14:30~16:3		
成績評価の基準	秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)		
実務経験及び実			
務を活かした授			
業内容			
学生への	・就職時に役立つように、手形・小切手、そして電子手形を取り扱うことができるようにしましょう。		
メッセージ	・脱堰時に仅立つよりに、ナル・小別士、てして电士于形を取り扱りことかできるよりにしましより。		